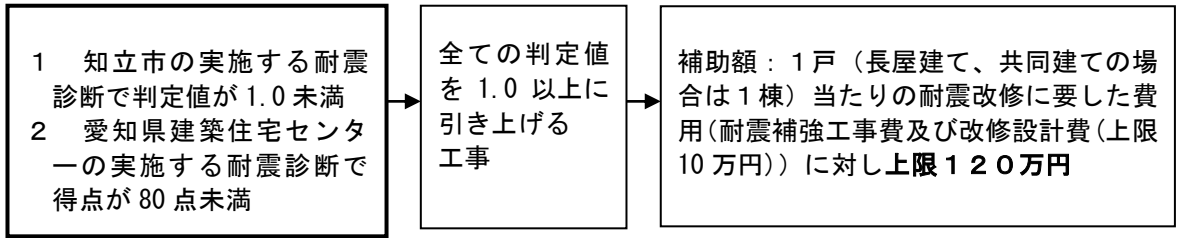


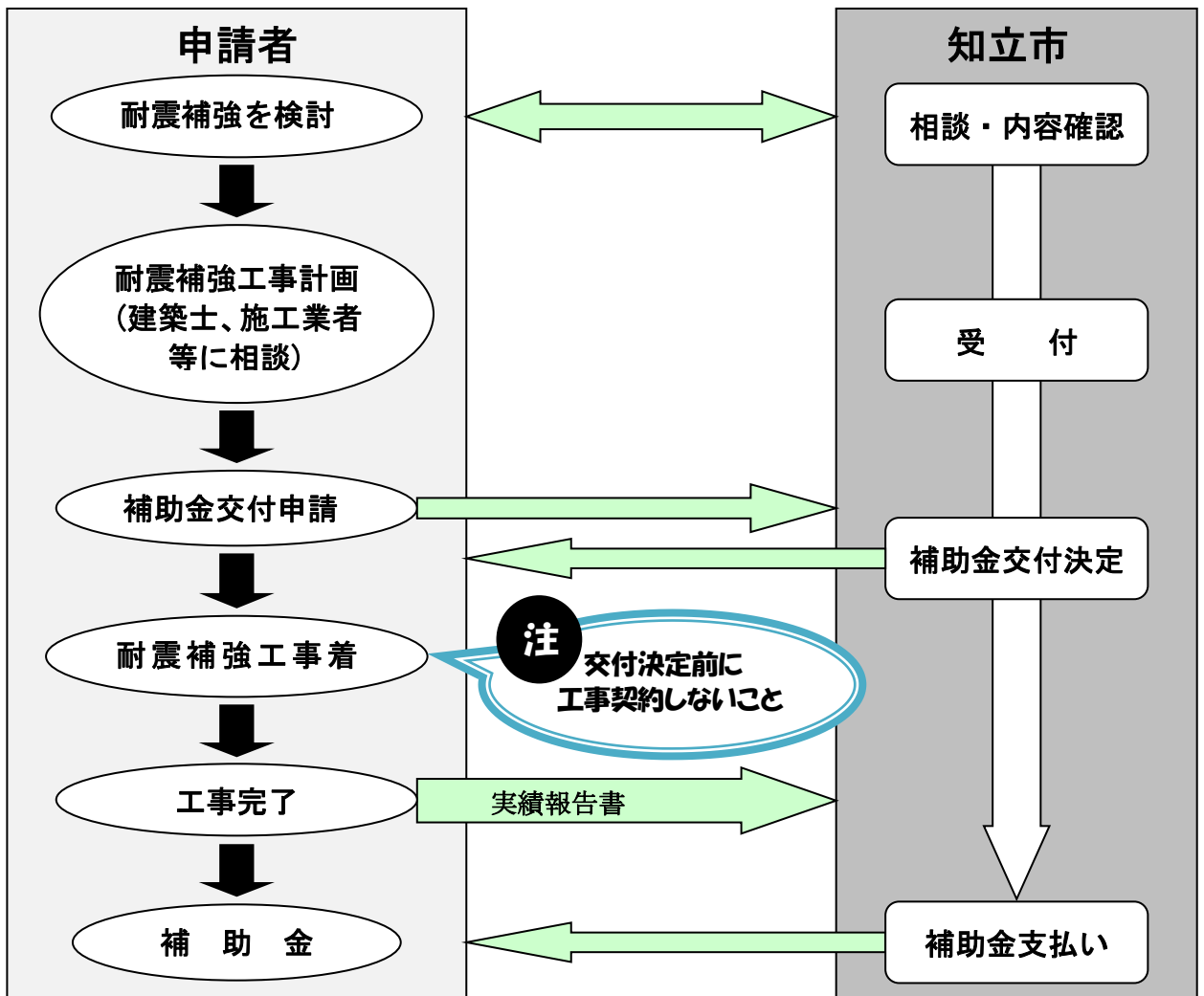
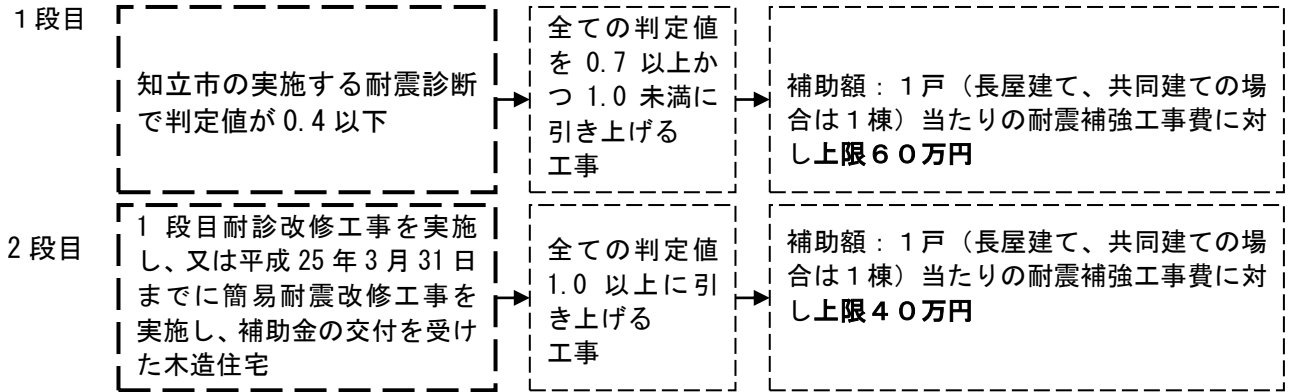
木造住宅耐震改修工事補助手続きの流れ

一定要件の耐震補強工事には補助金が受けられます。

○一般型



○段階的



問い合わせ先
 知立市建設部建築課建築係
 電話 0566-95-0128

申請者の要件について（各申請共通）

知立市耐震関係補助金の交付申請をする人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことが条件となります。

（詳しくは各耐震関係要綱の申請者の要件をご覧ください）

1 受付け期間について

工事実績報告を申請年度の2月末までに提出できるものが対象となります。申請を希望される方は事前にご相談ください。

2 申請方法

建築課窓口へ直接持ち込んでください。

3 申込み受付について

- (1) 別紙「補助金交付申請書類の提出について」に書いてある書類がすべて整っているもののみを受付けします。
- (2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

4 補助金額について

(1) 一般型（上限120万円）

1戸（長屋建て、共同建ての場合は1棟）当たりの耐震改修に要した費用（耐震補強工事費及び改修設計費（上限10万円まで））が対象です。

(2) 段階的（上限100万円）

- ① 1段目（上限60万円）耐震補強工事費が対象です。
- ② 2段目（上限40万円）耐震補強工事費が対象です。

(3) 補助金額に1,000円未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

5 補助対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準の木造住宅の耐震診断を受け、**地震に対して安全な構造でないものを安全な構造にする改修工事**です。**下記の全ての項目に該当することが条件となっています。**改修工事は次のいずれかに該当する場合です。

(1) 一般型

- ① 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断又は平成18年度以降に「（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法」に基づいて（財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事（ただし、1.0未満の階別方向別評点を、判定値に0.3加えた数値以上とする工事）

- ② 平成18年度以前に（財）愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事

（2） 段階的

① 1段目

愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断又は平成18年度以降に「（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法」に基づいて（財）愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断で判定値が0.4以下と診断された旧基準木造住宅について、判定値を0.7以上かつ1.0未満とする耐震改修工事

② 2段目

1段目耐震改修工事を実施し、又は平成27年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅について総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事

- （3） 補助金を受けることのできる人は、市内に存する旧基準木造住宅の所有者（現にその住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。）の人です。ただし、市税を滞納している人には補助金は交付できません。

- （4） 旧基準木造住宅とは次の各項目にあてはまるものをいいます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの）

イ 在来木造軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅（木造耐震診断結果報告等により確認できるもの）

ウ 現に居住の用に供しているもの

補助金交付申請書類の提出について

〔知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）〕

提出書類一覧			
1	交付申請書	様式第1	
工事費の補助金に関連する書類			
2	委任状		
3	補助事業を行う人の住民票		所有者と違う場合は、所有者を含む
4	市税の完納証明書		
5	確認申請の写し		無い場合は家屋の固定資産課税台帳登録証明書（物件証明書）
6	建築図面等		
7	知立市が実施した無料耐震診断結果報告書、又は財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断書の写し		
8	案内図		
9	平面図・立面図		補強前後 ただし立面図については外壁工事を伴う場合
10	耐震補強工事計画書 補強計画図その他補強方法を示す図書		
11	耐震改修工事後の建物についての耐震診断の総合評価		建築士の記名及び捺印のあるものに限る
12	補助金算定書	別紙1、別紙2-1、別紙2-2	一般型の場合は別紙1、段階的の1段目は別紙2-1、2段目は別紙2-2
13	N値計算書		接合部Ⅰを使用する場合
14	評価シートの写し		減災協による耐震改修評価工法を使用した場合
15	耐震改修工事費見積書		内訳書を添付し、耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること 施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る
耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
16	建築士免許証の写し		内訳書を添付し、耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること
17	建築士法第24条の8の定めにより交付された書面		
18	建築士免許証の写し		

変更承認申請について

- 1 変更申請が必要なのは次の場合です。
 - (1) 改修工事施行個所及び施工方法の変更
 - (2) 設計又は工事監理の委託を受ける設計事務所の変更
 - (3) 補助金の額の変更
- 2 補助交付変更承認申請書に次に書いてある書類の内該当するものを添付してください。

[知立市民間木造住宅耐震改修費補助金変更申請書（様式第3）]

提出書類一覧			
1	変更申請書	様式第3	申請者＝建物所有者
2	補助金算定書	別紙1、別紙2-1、別紙2-2	一般型の場合は別紙1、段階的の1段目は別紙2-1、2段目は別紙2-2 変更前を上段カッコ書き、変更後を下段に記入
3	耐震改修の変更内容を表した図面		変更前後を提出し、変更部分を明記
4	耐震改修後の判定値の確認ができるもの		変更前後を提出し、変更部分を明記 建築士の記名及び捺印のあるものに限る
5	変更後の耐震改修工事費の見積書		建築士法第24条の8の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合のみ添付する 耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施行業者又は <u>建築士の記名及び捺印</u> のあるものに限る
変更後の耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
6	建築士免許証の写し		

その他の手続きについて

場合によっては、その他次のような手続きが必要です。

1 工事が予定より遅れた場合

耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事を行うことが困難になった場合は、速やかに知立市民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書(様式第5)を提出して、指示を受けてください。

2 工事ができなくなった場合

耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、知立市民間木造住宅耐震改修費工事廃止(中止)届(様式第7)を提出してください。

完了実績報告の手続きについて

完了実績報告書は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

〔知立市民間木造住宅耐震改修工事実績報告書（様式第8）〕

提出書類一覧			
1	完了実績報告書	様式第8	申請者＝建物所有者
2	補助金精算書	別紙1、別紙2-1、別紙2-2	一般型の場合は別紙1、段階的の1段目は別紙2-1、2段目は別紙2-2 変更があった場合は変更前を上段カッコ書き、変更後を下段に記入
3	工事請負契約書の写し		
4	工事費請求書又は領収書の写し		施工業者が発行したものに限る
5	工事写真 写真一覧		補強する全ての箇所の着手前・施工中・完了の写真を提出(写真の無い補強部分の補助採択は出来ません) 材料が判るもの、構造用合板を使用する場合はくぎの間隔が判るように撮影
6		撮影場所を示した平面図	
7		金物一覧、仕様書	
8	改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面		建築士の記名捺印
9	工事内訳書		工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合
耐震補強計画策定費補助金に関連する書類			
10	設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書		内訳書を添付し、耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること
11	建築士法第24条の8の定めにより交付された書面		
12	設計の委託を受けることを内容とする契約書についての請求書又は領収書の写し		建築士事務所の発行したものに限る 建築士法第24条の8に定められた書面により契約し、補助申請した場合に限る
税制関係書類			
13	住宅耐震改修証明申請書(所得税・固定資産税)	所得税1部・固定資産税1部	所得税については申請者が住んでいない住宅は対象外

知立市民間木造住宅耐震改修費補助金 支払請求書（様式第10）の提出について

完了実績報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知をさしあげます。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に提出してください